

## 東海学院大学大学院教育課程及び履修方法等に関する規程

(趣旨)

第1条 東海学院大学大学院（以下「本学大学院」という。）の教育課程及び履修方法等は、東海学院大学大学院学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(授業科目及び単位数)

第2条 学則第12条に規定する科目一覧及び履修方法は、別表第1のとおりとする。

(単位の計算方法)

第3条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目により、30時間の授業をもって1単位とすることができる。
  - (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目により、15時間の授業をもって1単位とすることができる。
  - (3) 実習については、30時間から45時間の授業をもって1単位とすることができる。ただし、学外での実習についてはこの限りではない。
- 2 一の授業科目について、講義、演習、実習及び実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前項各号に規定する基準により算定した時間の授業をもって1単位とする。
- 3 課題研究等の授業科目の単位計算方法は、前項第3号に準じるものとする。

(授業時間等)

第4条 単位計算における授業時間は、45分をもって1時間の授業とする。

- 2 1講義時間は、90分とし、1講義時間を最小単位として授業を行うものとする。

(授業期間)

第5条 学則第12条に規定する授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。

ただし、教育上特別の必要があると認められた場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(指導教員)

第6条 入学を許可された学生には、主指導教員を定めるものとする。

(履修計画)

第7条 学生は、主指導教員の指導助言によって授業科目を履修し、必要な研究指導を受けるものとする。

(履修方法)

第8条 学生は、在学年次及び在学専攻の教育課程に従って履修するものとする。

(履修登録)

第9条 履修しようとする授業科目は、所定の期日までに履修登録しなければならない。履修登録をしていない授業科目については、単位が与えられない。

- 2 前項の期日を過ぎて、履修登録をした授業科目の変更又は取消しをすることはできない。
- 3 単位を修得した授業科目については、再度履修登録することができない。
- 4 授業時間割上、同一時間に開設される授業科目については、原則として重複して履修登録することができない。

(定期試験)

第 10 条 定期試験は、原則として各学期末に一定の期間を定めて行う。ただし、授業科目担当教員が必要と認めた場合は、随時に試験を行うことができる。

- 2 学費を所定の期日までに納入しない者は、試験を受けることができない。ただし、特別の事情により所定の期日までに納入できない者は、願い出によって許可することがある。
- 3 試験に関し必要な事項は、別に定める。

(再試験)

第 11 条 再試験を行うことがある。再試験に関し必要な事項は、別に定める。

(追試験)

第 12 条 追試験は、学生が次の理由により当該授業科目の定期試験を受けることができなかった場合に限り、願い出により受験することができる。

- (1) 病気（医師の診断書を添付）のとき
- (2) 事故・災害（証明書を添付）及びその他（理由書を添付）正当と認められるとき

(成績の評価)

第 13 条 成績の評価は、次の基準により行うものとする。

- (1) 秀 . . . 100～90 点
- (2) 優 . . . 89～80 点
- (3) 良 . . . 79～70 点
- (4) 可 . . . 69～60 点
- (5) 不可 . . . 59 点以下

(教育職員免許状の取得)

第 14 条 本学大学院の修了者は、高等学校の既修得免許状にかかる専修免許状を取得することができる。

- 2 高等学校の専修免許状を取得しようとする者は、別表第 2 による所定の単位を修得するものとする。
- 3 高等学校教諭一種免許状未取得者で、在学中に専修免許の取得を希望する者は、学部開講授業科目を履修し、その免許を取得することができる。

(公認心理師受験資格の取得)

第 15 条 本学大学院に、公認心理師受験資格取得のための課程をおく。

- 2 公認心理師受験資格取得のための授業科目、単位数及び履修方法は別表 3 に定める。

(臨床心理士受験資格の取得)

第 16 条 本学大学院に、臨床心理士受験資格取得のための課程をおく。

- 2 臨床心理士受験資格取得のための授業科目、単位数及び履修方法は別表第 4 に定める。

(再履修)

第 17 条 不合格科目のうち、修得を必要とする科目については、原則として次年度再履修するものとする。なお、授業担当教員が試験等により単位認定できると認めた場合は、履修を要しないものとする。

(修士課程修了に要する授業科目及び単位数)

第 18 条 学則第 19 条第 1 項に規定する修了に要する授業科目及び単位数は、学則第 12 条別表に定める科目から臨床心理学基礎科目を含め 16 単位以上、合計 30 単位以上を修得するものとする。

(学位論文の提出)

第 19 条 前条による所定の単位を修得した者又は修得見込みの者でなければ修士論文若しくは特定の課題についての研究の成果（以下「修士論文等」という。）を提出することができない。

(最終試験)

第 20 条 最終試験は、第 18 条に定める所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文等を提出した者について行うものとする。

(その他)

第 21 条 この規程に定めるもののほか、履修に関する必要な事項は、教授会の議を経て学長が定める。

附 則 (1)

1 この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (2)

1 この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (3)

1 この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (4)

1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (5)

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (6)

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (7)

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (8)

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 (9)

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 (10)

1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

ただし、改正後の別表第 1 及び別表第 2 については平成 27 年 4 月 1 日より適用する。

附 則 (11)

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 (12)

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 (13)

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

別表第 1

## 大学院人間関係学研究科臨床心理学専攻開講科目

科目 区分	授業科目	期間	単位			必修	
			講義	演習	実習	選択	
臨床 心理 学 基礎 科目	臨床心理学特論	通年	4			必修	
	臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）	半期	2			必修	
	臨床心理面接特論Ⅱ	半期	2			選択	
	臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）	半期		2		必修	
	臨床心理査定演習Ⅱ	半期		2		選択	
	臨床心理基礎実習	通年			2	必修	
	臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習Ⅱ）	通年			4	必修	
	臨床心理実習Ⅱ	通年			2	必修	
臨床 心理 学 専 門 科 目	A	心理学研究法特論	半期	2			選択
		心理統計学特論	半期	2			選択
	B	発達心理学特論	半期	2			選択
		学習心理学特論	半期	2			選択
	C	犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	半期	2			選択
		家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	半期	2			選択
	D	精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	半期	2			選択
		神経生理学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	半期	2			選択
		障害者（児）心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	半期	2			選択
	E	投映法特論	半期	2			選択
		グループ・アプローチ特論	半期	2			選択

	心理療法特論	半期	2			選択
	学校臨床心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	半期	2			選択
心理実践科目	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	半期	2			選択
	心の健康教育に関する理論と実践	半期	2			選択
	心理実践実習 I	通年			2	選択
研究指導	課題研究 I	通年		2		必修
	課題研究 II	通年		2		必修

1. 履修すべき最低単位は、30 単位とする。

2. 「課題研究 I」は 1 年次、「課題研究 II」は 2 年次に履修すること。

別表第2

高等学校教諭専修免許状（公民）授業科目

免許法施行規則に定める科目区分等		法規上の単位数	本学開講科目			備考	
科目区分			科目名	単位数			
				必修	選択		
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	24	臨床心理学特論	4		24 単位以上修得すること	
			臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）	2			
			臨床心理面接特論Ⅱ		2		
			臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2			
			臨床心理査定演習Ⅱ		2		
			臨床心理基礎実習	2			
			臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習Ⅱ）	4			
			臨床心理実習Ⅱ	2			
			心理学研究法特論		2		
			心理統計学特論		2		
			精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）		2		
			家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）		2		
			障害者（児）心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）		2		
			心理療法特論		2		
	投映法特論			2			
	教育の基礎的理解に関する科目						
	学習心理学特論			2			
	発達心理学特論			2			
	学校臨床心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）			2			

別表第3

## 公認心理師国家試験の受験資格授業科目

領域	指 定 科 目	本学開講科目		単位数	
		科目区分	科 目 名	講義	実習
I	① 保健医療分野に関する理論と支援の展開	心理実践科目	精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2	
			神経生理学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2	
	② 福祉分野に関する理論と支援の展開		障害者（児）心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	2	
	③ 教育分野に関する理論と支援の展開		学校臨床心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	2	
	④ 司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開		犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	2	
	⑤ 産業・労働分野に関する理論と支援の展開		産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2	
II	⑥ 心理的アセスメントに関する理論と実践		心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2	
	⑦ 心理支援に関する理論と実践		臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）	2	
	⑧ 家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践		家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	2	
	⑨ 心の健康教育に関する理論と実践	心の健康教育に関する理論と実践	2		
III	⑩ 心理実践実習	実習科目	心理実践実習Ⅰ		2
			臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習Ⅱ）		4

「保健医療分野に関する理論と支援の展開」からは、いずれか1科目が必須。

「心理実践実習」からは、2科目とも必須とし、実習時間数を合わせて450時間とする。



## 別表第4

## 臨床心理士受験資格授業科目

日本臨床心理士資格認定協会指定の 教育課程		人間関係学研究科臨床心理学専攻 修士課程の教育課程	
授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数
[必修科目]			
臨床心理学特論	4	臨床心理学特論	4
臨床心理面接特論	4	臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）	2
		臨床心理面接特論Ⅱ	2
臨床心理査定演習	4	臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2
		臨床心理査定演習Ⅱ	2
臨床心理基礎実習	2	臨床心理基礎実習	2
臨床心理実習	2	臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習Ⅱ）	4
		臨床心理実習Ⅱ	2
小 計	16	小 計	20
[選択必修]			
心理学研究法特論 A群	2	心理学研究法特論	2
心理統計法特論 A群	2	心理統計学特論	2
臨床心理学研究法特論 A群	2		
人格心理学特論 B群	2		
発達心理学特論 B群	2	発達心理学特論	2
学習心理学特論 B群	2	学習心理学特論	2
認知心理学特論 B群	2		
比較行動学特論 B群	2		
教育心理学特論 B群	2		
社会心理学特論 C群	2		
人間関係学特論 C群	2		
社会病理学特論 C群	2		
家族心理学特論 C群	2	家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	2
犯罪心理学特論 C群	2	犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	2
臨床心理関連行政論 C群	2		
精神医学特論 D群	2	精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2
心身医学特論 D群	2		
神経生理学特論 D群	2	神経生理学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2
老年心理学特論 D群	2		
障害者（児）心理学特論 D群	2	障害者（児）心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	2
精神薬理学特論 D群	2		
投映法特論 E群	2	投映法特論	2
心理療法特論 E群	2	心理療法特論	2
学校臨床心理学特論 E群	2	学校臨床心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）*	2
グループ・アプローチ特論 E群	2	グループ・アプローチ特論	2
臨床心理地域援助特論 E群	2		
研究指導	2	課題研究Ⅰ	2
	2	課題研究Ⅱ	2

小計	56	小計	30
----	----	----	----

**【臨床心理士受験資格取得のための大学院指定制に伴う必要単位数】**

日本臨床心理士資格認定協会が定める必修科目は、5科目16単位を履修することであるが、本学においては8科目20単位を履修すること。

選択必修科目は、各科目群より2単位以上、計10単位以上履修すること。

\*臨床心理士科目として履修する場合には、公認心理師科目（③教育分野に関する理論と支援の展開）とすることはできない。